

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第2項
処　分　の　概　要： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第4項（指定の基準等）
審　查　基　準： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第4項
処　分　の　概　要： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第5項（指定の基準等）
審　查　基　準： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第5項
処　分　の　概　要： 19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第6項（指定の基準等）
審　查　基　準： 19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第7項
処　分　の　概　要： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第7項（指定の基準等）
審　查　基　準： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第8項
処　分　の　概　要： 19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第8項（指定の基準等）
審　查　基　準： 19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第10項
処　分　の　概　要： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第9項（指定の基準等）
審　查　基　準： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：